

## 占出山町だより



2005年12月号

早いもので今年もあとひと月を残すのみ。烏丸通の並木は葉を落としてすっかり冬支度、四条通はイルミネーションがきれいです。

さあ、もうひと頑張り、来年に向けてラストスパートいたしましょう！

2005年締めくくりの『占出山町だより』は、税金を返してもらうためのお話からです。

### 12月号目次

☆『保険料控除証明書』はお手元に届きましたか？

☆リセットしたら、新スタート！

### ☆『保険料控除証明書』はお手元に届きましたか？

12月に入ると、ただでさえ通常の月に比べて忙しいのに、年末調整や確定申告の書類を揃えなくてはならず、気忙しいですね。

そんな中で、現在国民年金に加入して保険料を払っている方に、今年からちょっと気をつけていただきたい事が出来ました。

所得税法の改正により、年末調整や確定申告時に、民間の生命保険料控除や損保の保険料控除と同様に、**国民年金保険料控除証明書の添付**が義務付けられるようになりました。従来は自己申告制で、社会保険料控除欄に金額を記入するだけでよかったのです。

しかし、保険料を納付していないにもかかわらず、控除を受けるなどの不正行為があり、それを防止するために取られることになった措置です。

今年の1月～9月までに納付実績がある方には11月上旬に、10月～12月の間に始めて納付した方には2月上旬に送付されます。証明書を紛失した場合、社会保険事務所で再発行してくれますが、時間がかかる場合もあります。お手元の証明書は、大切に保管しておきましょう。尚、国民健康保険の保険料については、証明書添付の必要はありません。

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金のご相談をお受けしています。働きながら年金をもらう方のライフプランの作成など、何でも承ります。お気軽にご相談下さい。

(裏面に続く)

## ☆リセットしたら、新スタート！

団塊の世代が大量退職することから生ずる2007年問題について、様々な角度から研究がなされ発表されています。野村総研の実施したアンケート調査によれば、定年で一端、会社員としての自分の人生をリセットして、自分ひとりで又は仲間とともに起業したいとする回答が全体の約15%あったそうです。

**セカンドライフ**において、自分のやりたい仕事の分野で起業し、これまでの経験や人脈を駆使して事業を展開させ、その中で社会貢献も考える、そんな団塊の世代共通の考え方があり、新しい高齢者群を形成してゆくだらうと野村総研は予想しています。

起業に当たっては、まず事業計画の策定、そして事業資金の調達が必要です。公的機関も助成金を支給するという形で、新しく起業する人にエールを送っています。

そんな助成金を紹介しておきます。

### ①自立就業支援助成金（高齢者共同就業機会創出助成金）制度

45歳以上の高齢者等3人以上が職業経験を生かして共同して創業（法人）し、45歳～65歳未満の従業員を雇い入れ、かつその従業員を雇用保険に加入させ継続的な雇用・就業の場を創設・運用する場合に、事業の開始に要した一定の範囲の費用のうち最高500万円まで助成する制度。

### ②地域創業助成金制度

地域貢献事業（個人・家庭・社会人向け・企業・子育てサービス等）を事業目的とした法人又は個人事業を開業し、65歳未満の非自発的離職者（リストラ、退職勧奨による退職者、定年）を1人以上含む2人以上の常用労働者及び短時間労働者を雇用した場合に、新規創業の費用を労働者の雇い入れ状況により150万円～500万円まで助成する制度です。

助成金の申請には、手続きが必要ですが一度検討されてはいかがでしょうか？

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

# 西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール [m-nishio@kjd.biglobe.ne.jp](mailto:m-nishio@kjd.biglobe.ne.jp)

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

